

事務連絡
令和6年10月11日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和6年度一般会計予備費の使用に伴う地方負担への対応等について

政府は、令和6年10月11日に、令和6年度一般会計予備費の使用を閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局
財政課財政計画係 西林
電話 03-5253-5612

(別紙)

第1 一般会計予備費に係る追加の財政措置

政府は、令和6年10月11日に、令和6年度一般会計予備費(1,325億円)の使用を閣議決定したところである(別添資料参照)。

今回の予備費使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講ずる予定である。

- 1 今回の一般会計予備費の使用により令和6年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

(1) 災害復旧事業債

① 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金(公営住宅の災害復旧に係るものを除く。)については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

② 災害対策債

ア 令和6年能登半島地震に係る災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体のうち、令和6年9月20日からの大雨により被害を受けた石川県及び当該大雨により「災害救助法」(昭和22年法律第118号)が適用された市町村は、「災害対策基本法施行令」(昭和37年政令第288号)第43条第3項に基づき災害対策債を発行できることとする。

イ 災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金について、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(2) 補正予算債

補正予算債の後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

- 2 今回の一般会計予備費の使用により令和6年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり財政措置を講ずることとしている。

(1) 災害救助費

災害救助費に要する経費の40%(地方負担額を限度)に対して、特

別交付税により措置すること。

(2) 災害廃棄物処理事業

災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。

第2 地方公営企業施設の災害復旧事業等に係る財政措置

令和6年9月20日からの大雨により被害を受けた水道事業又は下水道事業が実施する施設の復旧に要する経費については、令和6年能登半島地震により被害を受けた水道事業又は下水道事業が実施する施設の復旧に要する経費と一体的に取り扱うこととし、「令和6年能登半島地震に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について（通知）」（令和6年3月21日付け総財公第21号総務副大臣通知）及び「令和6年能登半島地震に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」（令和6年3月1日付け公営企業課事務連絡）によりお知らせしたとおり、その一部について、地方公営企業災害復旧事業債を充当できることとしているほか、一般会計からの繰出基準の特例を適用することとし、当該繰出金について補助災害復旧事業債及び一般単独災害復旧事業債を充当できることとしている。

第3 なりわい再建支援事業に係る財政措置

「中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱」（20240219財中第1010号令和6年2月20日、改正20241009財中第6号令和6年10月11日経済産業大臣）により新たに追加された令和6年9月20日からの大雨に伴うなりわい再建支援事業（地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合）に係る地方負担額については、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体（上記第1の1(1)②アと同様）において、その100%まで災害対策債を発行できることとし、後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する予定である。

第4 地方税等の減収に係る財政措置

令和6年9月20日からの大雨に伴う地方税等の減免による減収額については、歳入欠かん債の発行要件を満たす地方公共団体（上記第1の1(1)②アと同様）において、その100%まで歳入欠かん債を発行できることとし、後年度における元利償還金については、発行年度における標準

税収入額に占める発行額の割合に応じ、その75%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する予定である。

令和6年度一般会計予備費使用

〔令和6年10月11日〕
閣議決定

災害関係経費

内閣府所管

災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費 2,596,214千円

農林水産省所管

農業施設等災害復旧事業等に必要な経費 1,627,987

国土交通省所管

総合流域防災対策事業に必要な経費 690,000

道路等災害復旧事業等に必要な経費 30,473,749

環境省所管

災害廃棄物処理事業に必要な経費 15,543,590

計 50,931,540

一般経費

内閣府所管

衆議院議員総選挙取締りに必要な経費 304,099

総務省所管

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民
審査に必要な経費 80,349,153 千円
衆議院議員総選挙啓発推進に必要な経費 587,987

法務省所管

衆議院議員総選挙取締りに必要な経費 88,658

外務省所管

衆議院議員総選挙の在外選挙及び最高裁判所
裁判官国民審査の在外投票に必要な経費 264,138

計 81,594,035

合計 132,525,575

(参 考)

予備費予算額 1,000,000,000 千円
前回までの使用累計額 388,194,324
今回使用額 132,525,575
差引残額 479,280,101